

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与  
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

株式会社エフオン  
管理部門管掌  
常務取締役 小池 久士

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

**質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)**

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【意見】**

本公開草案の提案に同意しない。

**【理由】**

ストック・オプションは従来から報酬としての整理がなされてきたが、ストック・オプション会計基準はこれに対応して整備されたルールである。本公開草案は、これまで報酬として取り扱われてこなかった有償ストック・オプションを報酬として定義しようとするものであり、ストック・オプション会計基準の規定趣旨と矛盾を生じさせる恐れがある。すなわち、有償ストック・オプションは新株予約権を有償で割り当てるものであり、払い込まれる金銭は新株予約権の公正価値に基づく価額以上になるのが通常であるため報酬制度として実施されるものではない。当社は、平成 24 年 7 月 6 日、平成 26 年 11 月 28 日及び平成 28 年 7 月 22 日に取締役及び従業員に対して有償新株予約権を付与しているが、いずれも新株予約権を公正価格にて有償で発行するものであるため報酬ではないという整理の下でその決議を行った。

有償ストック・オプションの申込みにあたっては、自社の株価の値上がりに期待した従業員等が新株予約権に設定された諸条件を踏まえて購入有無の判断を行い、申し込む

者はその自らの意思に基づいて金銭の払込みを行うため、有償ストック・オプションを報酬制度として理解していた付与対象者も存在しない。また、有償ストック・オプションに設定された株価目標や業績目標が達成されなかった場合には、有償ストック・オプションは最終的に消滅する取扱いとなるが、このような場合には従業員等が当社に払い込んだ金銭が払い戻されることはない。

このような点を踏まえると、当社が有償新株予約権を導入した目的に報酬としての意図が存在しないことは明らかであり、有償ストック・オプションを報酬として定義しようとするこの提案には再考が求められると考える。

## 質問2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

### 【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

### 【理由】

本公開草案では、ストック・オプションと報酬関係にある労働サービスの提供期間を基礎とする方法で各会計期間における費用計上額を算定するとされている。そのため、有償ストック・オプションの権利確定条件として業績条件が付されている場合は、当該業績条件を満たす可能性毎に費用計上を行うこととなる。この点、費用計上を行ったことにより業績条件を満たす可能性が低下するという事も生じ得るため、このような場合には業績判定にかかる循環的な処理による判断の難しさが生じ、実務上の混乱を招く懸念がある。

有償ストック・オプションは、労働や職務執行等の対価性が無いことから、その会計処理についてはストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に含めるのではなく、企業会計基準適用指針17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に準拠するべきであると考えられるため、本提案の質問には同意しない。

**質問 3 (注記に関する質問)**

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【意見】**

本公開草案の提案に同意しない。

**【理由】**

有償ストック・オプションを付与する取引を、報酬取引と混同した取扱いを行うべきではないものとする。

**質問 4 (適用時期及び経過措置に関する質問)**

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【意見】**

本公開草案の提案に同意しない。

**【理由】**

本公開草案では、公表日より前に有償ストック・オプションを付与した場合においても本実務対応報告における会計処理を遡及的に適用することが原則とされている(第 31 項)。本質問にも記載されている通り、本来は経過措置が認められていると読み取れるところ、この規定があることにより実務に混乱が生じることが懸念される。

仮に遡及適用を原則とする場合には実務上の困難を伴う可能性が高いことから、実務対応報告の公表日より前に有償ストック・オプションが付与された取引に限って経過措置を認めることとするべきであり、遡及適用を原則とする旨の記載(第 31 項)を削除する方向で再考されることが望ましいと考える。

**質問5（その他）**

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

**【意見】**

平成24年から有償ストック・オプションを導入してきた当社では、これを報酬ではないとする前提の下で、法律上の解釈と税務上の理解を統合的に取り扱い、会計処理を行ってきた。しかしながら今般の会計ルールの変更は、有償ストック・オプションのかかる整理に矛盾を生じさせることに繋がる。有償ストック・オプションの会計上の概念が変更され、ストック・オプション会計基準の範囲に含めようとするのであれば、実務対応報告で開発を進めるのではなく、会計基準自体の変更がなされるべきであると考えている。

以上